

沖ト協発第 14 号
令和 3 年 4 月 19 日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

謹啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県においては事業者及び県民の皆様による新型コロナウイルス感染拡大防止対策が実施されているところですが、新規陽性者が急増しているため、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として沖縄県が指定され、沖縄県対処方針に移行したところであります。

つきましては、別添の『「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について』の取組について、沖縄県から協力願いがございますので、皆様におかれましては取組の実施にご協力お願い申し上げます。

謹 白

まん延防止等重点措置実施期間：4月12日（月）～5月5日（水）

※沖縄県からの協力願い内容について一部抜粋しております。

1. 経済界への要請（県内全域）

- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底すること
- 従業員等に対し、研修時の懇親会、歓迎会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを推進すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
(トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン)

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/anzen/corona_jta_manual.pdf

2. 県民への要請（県内全域）

- 不要不急の外出や移動を自粛すること ○混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 県外との不要不急の往来は自粛すること ○離島との不要不急の往来は自粛すること

※詳細については（公社）沖縄県トラック協会ホームページに掲載されております。